

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

令和元年10月1日から財政融資資金の貸付利率が改定されることに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和元年10月の貸付から適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.002	0.01	0.002	0.01	0.001	0.01	0.001	0.01
10	0.002	0.01	0.002	0.01	0.002	0.01	0.002	0.01
15	0.005	0.01	0.005	0.01	0.005	0.01	0.005	0.01
20	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04
25	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	0.002	0.01	0.002	0.01	0.001	0.01	0.001	0.01
10	0.002	0.01	0.002	0.01	0.002	0.01	0.002	0.01
15	0.005	0.01	0.005	0.01	0.005	0.01	0.005	0.01
20	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04	0.06	0.04
25	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年3%」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしてあります。

これにより、令和元年10月以降の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に**0.7を乗じた率（その率が0.01%を下回ったときは0.01%）**とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第2位までのときは、第3位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第1位までのときは第2位を四捨五入します。